

○能美市特別職報酬等審議会条例

平成17年2月1日

条例第39号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額(以下「議員報酬等の額」という。)について審議するため、能美市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議員報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員7人以内をもって組織し、その委員は、市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度市長が委嘱する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年2月1日から施行する。

附 則(平成19年3月23日条例第7号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月19日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月24日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後初めて任命される教育長については、この条例による改正後の能美市特別職報酬等審議会条例の規定を適用する。